

答 申 第 87 号

平成14年5月30日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 鶴岡 稔男

異議申立てに対する決定について（答申）

平成11年4月12日付け高第37号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成11年3月29日付けで異議申立人から提起された平成11年1月25日付け高第627号で行った公文書非公開決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、千葉県知事（以下「実施機関」という。）が平成11年1月25日付け高第627号で行った「県社会部高齢者福祉課が朝日新聞平成10年12月5日紙上で言及している『診療所の不正を訴えられた』告発文書の類の一切」（以下「本件文書」という。）の公文書非公開決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

実施機関は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）による廃止前の千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。）第11条第3号及び第8号の解釈及び運用を誤っており、この誤りに基づく処分は当然違法な処分であるから、本件文書を公開すべきである。

なお、本件文書を公開すれば、本件文書の内容が不実である場合には、異議申立人がそれに対する反証を的確に挙げることが容易になり、それにより、県が配慮している異議申立人の社会的信用を回復することが可能になる。

ア 旧条例第11条第3号該当性について

(7) 異議申立人の社会的信用は、すでに、県議会における代表質問と朝日新聞千葉県版の報道により十分損なわれているから、本件文書を公開することで、改めて異議申立人の社会的信用が損なわれるとは、事実関係の問題として到底考えられない。

(4) したがって、実施機関は、本件文書を公開すると異議申立人に対し、「競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められる」

と言うが、異議申立人の「名」と「嫌疑」がすでに公知の事実となっている以上、本件文書を公開しても、旧条例第11条第3号本文に規定された害悪が発生するとは考えられない。

- (ウ) なお、異議申立人からの開示請求の内容と旧条例第3号ただし書とはもとより無関係であるものとするから、ただし書該当性については、争わない。

#### イ 旧条例第11条第8号該当性について

- (ア) 県は、本件文書も十分に参考にしたと思われる厳格な指導を異議申立人に対し、すでに、平成8年、9年、10年、11年と4回にわたり行い、さらに、並行して、異例な地域の聞き込み調査も複数回行っている。しかし、結果として、保険医療機関としての登録の取消しに至るような事実は発見されていない。

- (イ) したがって、本件文書を公開しないことで、異議申立人に「対応の準備」をさせないことで、県の事務事業の目的を守る必要はもはや存在しない段階にあると思慮する。

- (ウ) 実施機関は、「事務事業の円滑な執行に著しい支障をきたす」とあるが、公開されれば、県の関心事に的確に対応できるなど県の「事務事業の円滑な執行」に積極的に協力することができる。

### 3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

#### (1) 本件文書について

本件文書は、実施機関あて送付された医療法人社団〇〇会〇〇クリニック（以下「クリニック」という。）に係る情報の文書であり、3件から構成されている。

#### (2) 非公開決定の理由について

以下のとおり、本件文書は、旧条例第11条第3号及び第8号に該当し、公開しないことができる文書である。

#### ア 旧条例第11条第3号該当性について

##### (ア) 旧条例第11条第3号本文該当性について

本件文書には、クリニックに係る情報が記載されているが、その内容の真偽は不明であり、本件文書を公開することは、競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められるものである。

(イ) 旧条例第11条第3号ただし書該当性について

本件文書の内容の真偽は不明であることから、クリニックの事業活動によって生じ又は生じるおそれがある危害から人の生命、身体及び健康を保護すること、並びに違法又は不当な事業活動によって生じ又は生じるおそれがある支障から人の財産及び生活を保護することの必要性は、現時点においては認められないものであり、ただし書により公開する文書には該当しないものである。

以上のことから、本件文書に記載されたクリニックの事業活動に関する情報については、公開することにより、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えるため、これらの非公開部分は、旧条例第11条第3号本文に該当する情報であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないものである。

イ 旧条例第11条第8号該当性について

(ア) 実施機関が個別指導等の事務事業を実施する場合は、過去の指導等の状況、保険者、審査支払機関等の情報を総合的に判断して行っているところである。

(イ) しかしながら、本件文書のように提供された各種情報の内容の真偽を確認することが必要な場合もあることから、本件文書は事務事業に関する情報であって、それを公開することは個別指導等の事務事業を受ける側にその対応を準備させ、その実効性を損なうおそれがあり、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の実施の目的が失われるおそれがあるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるものである。

以上のことから、本件文書に記載された情報は、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の実施の目的が失われるおそれがあるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるので、本件文書は旧条例第11条第8号に該当する。

#### 4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件文書について

本件文書は、本件文書の作成者から実施機関あて送付されたクリニックに係る情報の文書である。

(2) 旧条例第11条第8号該当性について

実施機関は、本件文書に記録されている情報が本号に該当すると主張するので、以下検討する。

ア 旧条例第11条第8号前段該当性について

(ア) 本号は、「実施機関が行う交渉、取締り、立入検査、調査、争訟、入札、試験等の事務事業に関する情報であつて、当該事務事業の性質上、公開することにより、実施機関と関係者との信頼関係が損なわれると認められるもの、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の実施の目的が失われるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの」は公開しないことができると規定している。

(イ) ところで、本件文書は、実施機関に送付されたクリニックに係る情報の文書ではあるが、本件文書が実施機関に提供された情報として存在していることも事実である。

(ロ) このことから、その内容を吟味すると、実施機関が個別指導等の事務事業を実施する際に、本件文書に記録された情報について、その事実を調査することを、本件文書の作成者から特段に求められている趣意に鑑みれば、本件文書に記録されている情報は、本号前段に規定する情報に該当することは明らかである。

イ 旧条例第11条第8号後段該当性について

(ア) 異議申立人は、実施機関がクリニックに対して厳格な指導を4回にわたり行った上、並行して異例な地域聞き込み調査も複数回行い、その結果として保険医療機関の登録取消しに至る事実は発見されていないから、異議申立人に「対応の準備」をさせないことで、県の事務事業の目的を守る必要はもはや存在しない段階にあると主張する。

(イ) しかし、保険医療機関に対し実施機関が個別指導等の事務事業を実施する場合は、過去の指導等の状況、保険者、審査支払機関等の情報を総合的に判断するほか、本件文書のように、クリニックに係る情報の文書ではあっても実施機関が情報提供を受けた以上、その情報の真偽を確認するようなことは否定できない。

(ロ) さらに、本件文書の作成者が実名を秘匿しているということは、本件文書の作成者は本件文書を公にされることに対して疑念と危惧を抱き、自衛的な対応の準備を図っているものと推量できる。このことから、本件文書は、本来、公にしないこと

を条件として、任意に提供されたものであると解釈され、本件文書を公開すると本件文書の作成者が実施機関に寄せている信頼関係を損なうことになるものと認められる。

- (エ) また、行政機関において収受する本件文書に記録されている類の情報は、行政機関が個別指導等の行政調査を行う上での契機となっていることは否めないばかりでなく、公正な事務事業を執行していくための一助となっているものと判断される。

これらのことから、本件文書を公開することは、公開しないことを前提として提供された情報を本件文書の作成者の意図に反して公にしてしまうこととなり、今後、本件文書に記録されている情報と同種のものが行政機関に寄せられなくなるおそれがあることから、事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められる。

ウ 以上のとおり、本件文書は、旧条例第11条第8号に該当すると判断する。

### (3) 結論

以上のとおり、本件文書に係る情報は、旧条例第11条第8号に該当すると認められるので、その余について判断するまでもなく、本件文書は公開しないことができるものであって、実施機関の決定は妥当である。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
11. 4. 12	諮問書の受理
11. 5. 18	実施機関の理由説明書の受理
11. 6. 24	異議申立人の意見書の受理
12. 6. 23	審議（第112回審査会）
13. 10. 24	審議（第127回審査会） 実施機関から非公開理由の聴取
14. 4. 19	審議（第1回審査会第2部会）

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会委員

氏名	現職	備考
岩間 昭道	千葉大学教授	
大友 道明	弁護士	
鶴岡 稔男	千葉家庭裁判所家事調停委員	部会長
福武 公子	弁護士	

(五十音順：平成14年4月19日現在)